

厚生労働省発情参〇〇〇〇第〇号

令和〇年〇月〇日

都道府県知事 殿

指定都市市長 殿

中核市市長 殿

厚生労働事務次官

(公印省略)

地域診療情報連携推進費（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）交付要綱」により行うこととされ、令和7年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、都道府県知事におかれては、貴管内の一般市区町村（市町村（指定都市及び中核市を除く。）又は特別区をいう。）に対する周知について、特段の配慮をお願いする。

別 紙

地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）交付要綱

（通則）

- 1 地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}_{労働省}令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、希望する都道府県又は市区町村（市町村又は特別区をいう。以下同じ。）において、マイナンバーカードを活用した医療費助成（公費負担医療又は都道府県若しくは市区町村が単独に設けた医療費の助成をいう。以下同じ。）のオンライン資格確認が実施できるよう、自治体業務システムの改修等を支援することによって、医療DXの推進に関する工程表（令和 5 年 6 月 2 日医療DX推進本部決定）及びデジタル社会の実現に向けた重点計画（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）に基づき、令和 8 年度以降、全国規模で医療費助成のオンライン資格確認の実施を図ることを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、令和 7 年〇月〇日情参発〇〇〇〇第〇号厚生労働省大臣官房参事官（情報化担当）通知の別紙「地域診療情報連携推進費（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）実施要綱」に基づき、都道府県又は市区町村が実施する事業を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - （1）次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - （2）（1）により選定された額に、第 3 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とす

(案)

る。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
厚生労働大臣の認めた額	医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業を行うために必要な次に掲げる経費 報酬、給料（会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）、職員手当等（会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (7) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(案)

- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式8による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整備し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価額が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式9の報告書により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月末日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。
- なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
- (11) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合においては、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることがある。
- (12) この補助金にかかる補助金の交付と他の法律又は予算制度に基づく国の負担もしくは補助金を重複して受けてはならない。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、様式1による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出することにより申請するものとする。
- (2) 適正化法第26条第2項に基づき、一般市区町村長（市町村長（指定都市市長及び中核市市長を除く。）又は特別区長をいう。以下同じ。）は、様式1による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出することにより申請するものとする。

また、都道府県知事は、一般市区町村長の申請書を受理し、その内容を審査し適正と認めたときは、これを取りまとめ、様式2に添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して変更交付申請等を行う場合は、様式3による申請書に関係書類を添えて、6に定める申請手続に従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長から申請書が到達した日から起算して2月以内に交付の決定（決定の変更を含む）を行うものとする。

(交付決定の通知)

- 9 適正化法第26条第2項に基づき、都道府県知事は、この補助金について厚生労働大臣の交付決定（変更交付決定を含む。）があったときは、一般市区町村長に対し、様式4により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(申請の取下げ)

- 11 都道府県知事及び市区町村長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

- 12 この補助金の事業状況報告は、次により行うものとする。
- (1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣の要求があったときは、速やかに別に定める状況報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) 一般市区町村長は、事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣の要求があったときは、速やかに別に定める状況報告書を都道府県知事に提出するものとする。また、都道府県知事は、市区町村長から状況報告書を受領したときは、これを速やかに厚生労働大臣に提出するものとする。

(実績報告)

- 13 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、事業が完了したときは、様式5による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度6月末日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から起算して1月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出することにより事業実績報告を行うものと

する。

- (2) 適正化法第 26 条第 2 項に基づき、一般市区町村長は、事業が完了したときは、様式 5 による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日(5 の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して都道府県知事が定める日数を経過した日)までに都道府県知事に提出することにより事業実績報告を行うものとする。

また、都道府県知事は、一般市区町村長から提出された事業実績報告書を受理し、その内容を審査し適正と認めたときは、これを取りまとめ、様式 6 に添えて、翌年度 6 月末日(5 の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の額の確定の通知)

- 14 都道府県知事は、この補助金について厚生労働大臣の交付額の確定の通知があったときは、一般市区町村長に対し、様式 7 により速やかに確定の通知を行うものとする。

(交付決定の取消し)

- 15 厚生労働大臣は、5 (3) の事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 法令又はこの交付要綱に基づく厚生労働大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

- 16 厚生労働大臣は、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、期限を定めて、当該(1)又は(2)に定める補助金を国庫に返還することを命ずる。
- (1) 15 の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されている場合には、当該取消しに係る部分の全部又は一部の補助金
 - (2) 交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合には、その超える部分の補助金

(その他)

- 17 特別の事情により 4、6、7 及び 11 から 13 までに定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによ

(案)

るものとする。

第 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇都道府県知事
〇〇市区町村長

地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

1 国庫補助金申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- （１）地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）所要額調書（様式 1 別紙 1）
- （２）地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）システム改修等計画整理表（様式 1 別紙 2）
- （３）地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）実施計画書（様式 1 別紙 3）
- （４）令和〇年度歳入歳出予算（見込）書抄本

地域診療情報連携推進費補助金(医療費助成のオンライン資格確認の
先行実施のための自治体システム改修等事業) 所要額調書

全国地方公共団体コード	自治体名

(単位:円)

事業名	総事業費 (見込)	寄附金その他の 収入額(見込)	差引額	対象経費 支出額(見込)	基準額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	既交付決定額	差引追加交付 申請額	備考
	A	B	C=A-B	D	E	F=MIN(C,D,E)	G=F×補助率	H	I=G-H	
医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業			0			0	0			

- 1 「全国地方公共団体コード」欄には、総務省が設定した全国地方公共団体コードの団体コードを記入すること。
- 2 「自治体名」欄には、都道府県は「〇〇都道府県」、市区町村は「〇〇都道府県〇〇市区町村」と記入すること。
- 3 A欄には、本事業に要する全ての経費(見込)を記入すること。
- 4 B欄には、交付要綱の4にいう寄附金その他の収入額(見込)を記入すること。
- 5 D欄には、交付要綱の4にいう対象経費の支出額(見込)を記入すること。
- 6 E欄には、基準額内示の通知に記載の基準額を記入すること。
- 7 F欄には、C欄、D欄及びE欄に記載の額を比較して最も少ない額を記入すること。
- 8 G欄には、F欄に記載の額に補助率を乗じて得た額を記入すること。なお、千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
- 9 H欄及びI欄は、交付要綱の7による手続(変更申請手続)のほかは斜線を引くこと。
- 10 備考欄には、参考となるべき事項を適宜記入すること。

**地域診療情報連携推進費補助金(医療費助成のオンライン資格確認の
先行実施のための自治体システム改修等事業) システム改修等計画整理表**

全国地方公共団体コード	自治体名

区分	医療費助成	システム改修等の対象	システム名	受給者数(人)
公費負担医療	障害者総合支援法	精神通院医療に係る自立支援医療費		
		更生医療に係る自立支援医療費		
		育成医療に係る自立支援医療費		
		療養介護医療費		
	難病法	特定医療費		
	児童福祉法	小児慢性特定疾病医療費		
		肢体不自由児通所医療費		
		障害児入所医療費		
	母子保健法	養育医療		
	感染症法	結核患者の医療		
		新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の医療		
		新感染症外出自粛対象者の医療		
	予算事業	肝炎治療特別促進事業による医療費助成		
		肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による医療費助成		
地方単独医療費助成		こどもの医療費に係る地方単独医療費助成		
		障害者の医療費に係る地方単独医療費助成		
		ひとり親家庭の医療費に係る地方単独医療費助成		
		その他の地方単独医療費助成		
合計		0		0

その他の地方単独医療費助成の具体的内容

- 1 「全国地方公共団体コード」欄には、総務省が設定した全国地方公共団体コードの団体コードを記入すること。
- 2 「自治体名」欄には、都道府県は「〇〇都道府県」、市区町村は「〇〇都道府県〇〇市区町村」と記入すること。
- 3 「システム改修等の対象」欄には、本事業による改修等の対象となる医療費助成について、「○」を付すこと。「システム改修等の対象」の「合計」欄には、「○」を付した数の合計を記入すること。
- 4 「システム名」欄には、様式1別紙3の「システム名」欄に記載したシステム名の中から該当するものを記入すること。
- 5 「受給者数(人)」欄には、「システム改修等の対象」欄に「○」を付した医療費助成について、把握している直近の受給者数又は受給者数の概数を記入すること。
- 6 その他の地方単独医療費助成を本事業によるシステム改修等の対象とする場合は、「その他の地方単独医療費助成の具体的内容」欄に当該医療費助成の具体的内容を記入すること。当該医療費助成が複数ある場合は、「その他の地方単独医療費助成の具体的内容」欄に全ての当該医療費助成の具体的内容を記入すること。

**地域診療情報連携推進費補助金(医療費助成のオンライン資格確認の
先行実施のための自治体システム改修等事業) 実施計画書**

全国地方公共団体コード	自治体名

(単位:円)

事業実施計画の概要			
基準額			
システム名	経費区分	対象経費支出額 (見込)	積算内訳
合計		0	

- 1 「全国地方公共団体コード」欄には、総務省が設定した全国地方公共団体コードの団体コードを記入すること。
- 2 「自治体名」欄には、都道府県は「〇〇都道府県」、地区町村は「〇〇都道府県〇〇市区町村」と記入すること。
- 3 「基準額」欄には、基準額内示の通知に記載の基準額を記入すること。
- 4 「システム名」欄には、本事業によるシステム改修等の対象となるシステムの具体的名称を記入すること。なお、パッケージシステムの場合は商品名を記入すること。
- 5 「経費区分」欄には、交付要綱の4の表の第2欄(対象経費)に掲げる経費のうち、該当する経費を記入すること。
- 6 「積算内訳」欄には、経費区分ごとに内訳を記入すること。また、可能な限り詳細に記入すること。システムベンダにシステム改修等を委託する場合は、ベンダ名も記入すること。

第 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇都道府県知事

地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）の交付申請（一般市区町村分）について

標記について、管内一般市区町村長より申請書を受理し、その内容を審査した結果、適正と認められるので、取りまとめの上、提出する。

1 国庫補助金申請額（一般市区町村分合計額） 金 _____ 円

2 添付書類

- （１）地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）一般市区町村交付申請額内訳書（様式 2 別紙 1）
- （２）管内一般市区町村から提出された申請書及び関係書類

(単位:円)

- 1 一般市区町村から提出された様式1別紙1を取りまとめて作成すること。
- 2 H欄及びI欄は、交付要綱の7による手続(変更申請手続)のほかは斜線を引くこと。

第 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇都道府県知事
〇〇市区町村長

地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）に係る事業変更等承認申請について

令和〇年〇月〇〇日厚生労働省発情参〇〇〇〇第〇号で交付決定された地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）に係る事業を変更する必要があるので、下記のとおり、関係書類を添えて申請する。

1 国庫補助金申請額

（単位：円）

	申請額 ①＝②＋③	既交付額②	今回（追加減額）申請額③
国庫補助金申請額			

2 変更等理由

3 添付書類

- （１）地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）所要額調書（様式 1 別紙 1）
- （２）地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）システム改修等計画整理表（様式 1 別紙 2）
- （３）地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）実施計画書（様式 1 別紙 3）
- （４）変更前及び変更後の令和〇年度歳入歳出予算（見込）書抄本

第 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇都道府県知事

地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）に係る事業変更等承認申請（一般市区町村分）について

管内一般市区町村長より、令和〇年〇月〇〇日厚生労働省発情参〇〇〇〇第〇号で交付決定された地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）に係る事業を変更する必要がある旨の申請書を受理し、その内容を審査した結果、適正と認められるので、取りまとめの上、提出する。

1 国庫補助金申請額

（単位：円）

	申請額 ①＝②＋③	既交付額②	今回（追加減額）申請額③
国庫補助金申請額 （一般市区町村分 合計額）			

2 変更等理由

3 添付書類

- （1）地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）一般市区町村交付申請額内訳書（様式 2 別紙 1）
- （2）管内一般市区町村から提出された事業変更等承認申請書及び関係書類

第

号

地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）交付決定通知書

〇〇市区町村

令和〇年〇月〇〇日第〇号で申請のあった地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条

〔 第 1 項の規定により、
第 3 項の規定により修正の上、 〕 令和〇年〇月〇〇日厚生労働省発情参〇〇〇〇第〇号
をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第 8 条の規定により通知する。

令和〇年〇月〇〇日

〇〇都道府県知事

- 1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和〇年〇月〇〇日厚生労働省発情参〇〇〇〇第〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の 3 に定める事業であり、その内容は、
〔 令和〇年〇月〇〇日第〇号申請書記載のとおり
2 のとおり 〕 である。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 この補助金の額の確定は、交付要綱の 4 に定める交付額の算定方法により行うものである。

- 4 この補助金は、交付要綱の 5 に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の 13 に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和〇年〇月〇〇日とする。

第 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇都道府県知事
〇〇市区町村長

地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）に係る事業実績報告について

令和〇年〇月〇〇日厚生労働省発情参〇〇〇〇第〇号で交付決定を受けた地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）に係る事業実績報告について、次の関係書類を添えて報告する。

1 国庫補助金精算額 金 _____ 円

2 添付書類

- （１）地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）精算書（様式 5 別紙 1）
- （２）地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）システム改修等実績整理表（様式 5 別紙 2）
- （３）地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）事業実施結果報告書（様式 5 別紙 3）
- （４）令和〇年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

**地域診療情報連携推進費補助金(医療費助成のオンライン資格確認の
先行実施のための自治体システム改修等事業) 精算書**

全国地方公共団体コード	自治体名

(単位:円)

事業名			差引額	対象経費 支出済額	基準額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入済額	国庫補助 超過交付額	備 考
	総事業費	寄附金その他 の収入額									
	A	B	C=A-B	D	E	F=MIN(C,D,E)	G=F × 補助率	H	I	J=I-G	
医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業			0			0	0			0	

- 1 本精算書については、見込額ではなく、全て実績額を記入すること。
- 2 「全国地方公共団体コード」欄には、総務省が設定した全国地方公共団体コードの団体コードを記入すること。
- 3 「自治体名」欄には、都道府県は「〇〇都道府県」、市区町村は「〇〇都道府県〇〇市区町村」と記入すること。
- 4 A欄には、本事業に要した全ての経費の実支出額を記入すること。
- 4 B欄には、交付要綱の4にいう寄附金その他の収入額を記入すること。
- 5 D欄には、交付要綱の4にいう対象経費の支出額を記入すること。
- 6 E欄には、基準額内示の通知に記載の基準額を記入すること。
- 7 F欄には、C欄、D欄及びE欄に記載の額を比較して最も少ない額を記入すること。
- 8 G欄には、F欄に記載の額に補助率を乗じて得た額を記入すること。なお、千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
- 9 備考欄には、参考となるべき事項を適宜記入すること。

**地域診療情報連携推進費補助金(医療費助成のオンライン資格確認の
先行実施のための自治体システム改修等事業) システム改修等実績整理表**

				全国地方公共団体コード	自治体名

区分		医療費助成	システム改修等の対象	システム名	登録受給者数(人)	
公費負担医療	障害者総合支援法	精神通院医療に係る自立支援医療費				
		更生医療に係る自立支援医療費				
		育成医療に係る自立支援医療費				
		療養介護医療費				
	難病法	特定医療費				
	児童福祉法	小児慢性特定疾病医療費				
		肢体不自由児通所医療費				
		障害児入所医療費				
	母子保健法	養育医療				
	感染症法	結核患者の医療				
		新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の医療				
		新感染症外出自粛対象者の医療				
	予算事業	肝炎治療特別促進事業による医療費助成				
		肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による医療費助成				
地方単独医療費助成		こどもの医療費に係る地方単独医療費助成				
		障害者の医療費に係る地方単独医療費助成				
		ひとり親家庭の医療費に係る地方単独医療費助成				
		その他の地方単独医療費助成				
合計			0		0	

その他の地方単独医療費助成の具体的内容

- 1 本整理表については、システム改修等の実績に基づいて作成すること。
- 2 「全国地方公共団体コード」欄には、総務省が設定した全国地方公共団体コードの団体コードを記入すること。
- 3 「自治体名」欄には、都道府県は「〇〇都道府県」、市区町村は「〇〇都道府県〇〇市区町村」と記入すること。
- 4 「システム改修等の対象」欄には、本事業による改修等の対象とした医療費助成について、「○」を付すこと。「システム改修等の対象」の「合計」欄には、「○」を付した数の合計を記入すること。
- 5 「システム名」欄には、様式5別紙3の「システム名」欄に記載したシステム名の中から該当するものを記入すること。
- 6 「登録受給者数(人)」欄には、「システム改修等の対象」欄に「○」を付した医療費助成について、PMHシステムに登録した受給者数を記入すること。
- 7 その他の地方単独医療費助成を本事業によるシステム改修等の対象とした場合は、「その他の地方単独医療費助成の具体的内容」欄に当該医療費助成の具体的内容を記入すること。当該医療費助成が複数ある場合は、「その他の地方単独医療費助成の具体的内容」欄に全ての当該医療費助成の具体的内容を記入すること。

地域診療情報連携推進費補助金(医療費助成のオンライン資格確認の
先行実施のための自治体システム改修等事業) 事業実施結果報告書

全国地方公共団体コード	自治体名

(単位:円)

事業実施結果の概要			
事業実施期間		令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日	
基準額			
システム名	経費区分	対象経費支出済額	積算内訳
合計		0	

1 本報告書については、実績に基づいて作成すること。

2 「全国地方公共団体コード」欄には、総務省が設定した全国地方公共団体コードの団体コードを記入すること。

3 「自治体名」欄には、都道府県は「○○都道府県」、地区町村は「○○都道府県○○市区町村」と記入すること。

4 「基準額」欄には、基準額内示の通知に記載の基準額を記入すること。

5 「システム名」欄には、本事業によるシステム改修等の対象としたシステムの具体的な名称を記入すること。なお、パッケージシステムの場合は商品名を記入すること。

6 「経費区分」欄には、交付要綱の4の表の第2欄(対象経費)に掲げる経費のうち、該当する経費を記入すること。

7 「積算内訳」欄には、経費区分ごとに内訳を記入すること。また、可能な限り詳細に記入すること。システムベンダにシステム改修等を委託した場合は、ベンダ名も記入すること。

第 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇都道府県知事

地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）に係る事業実績報告（一般市区町村分）について

管内一般市区町村長より、令和〇年〇月〇〇日厚生労働省発情参〇〇〇〇第〇号で交付決定を受けた地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）に係る事業実績報告について報告があり、その内容を審査した結果、適正と認められるので、取りまとめの上、提出する。

1 国庫補助金精算額（一般市区町村分合計額） 金 _____ 円

2 添付書類

- （１）地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）一般市区町村精算書集計表（様式 6 別紙 1）
- （２）管内一般市区町村から提出された事業実績報告書及び関係書類

**地域診療情報連携推進費補助金(医療費助成のオンライン資格確認の
先行実施のための自治体システム改修等事業) 一般市区町村精算書集計表**

都道府県名

(単位:円)

団体 コード	市区町村名				対象経費 支出済額	基準額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入済額	国庫補助 超過交付額	備考
		総事業費	寄附金その他 の収入額	差引額								
		A	B	C=A-B	D	E	F=MIN(C,D,E)	G=F × 補助率	H	I	J=I-G	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
				0			0	0			0	
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 1 本集計表については、見込額ではなく、全て実績額を記入すること。
 2 一般市区町村から提出された様式5別紙1を取りまとめて作成すること。

第

号

地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）交付額確定通知書

〇〇市区町村

令和〇年〇月〇日厚生労働省発情参〇〇〇〇第〇号で交付決定された地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）については、令和〇年〇月〇〇日第〇号事業実績報告に基づき、令和〇年〇月〇〇日厚生労働省発情参〇〇〇〇第〇号をもって交付額が金〇〇〇〇円に確定されたので通知する。

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金〇〇〇〇円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 18 条第 2 項の規定により令和〇年〇月〇〇日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

令和〇年〇月〇〇日

〇〇都道府県知事

**地域診療情報連携推進費補助金(医療費助成のオンライン資格確認の
先行実施のための自治体システム改修等事業) 調書**

全国地方公共団体コード	自治体名

(単位:円)

国		都道府県・市区町村								備考
歳出予算科目	交付決定の額	歳入			歳出					
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち 補助金相当額	支出済額	うち 補助金相当額	
(組織)厚生労働省 (項)医療情報化等 推進費 (目)地域診療情報 連携推進費補 助金										

- 1 「全国地方公共団体コード」欄には、総務省が設定した全国地方公共団体コードの団体コードを記入すること。
- 2 「自治体名」欄には、都道府県は「〇〇都道府県」、市区町村は「〇〇都道府県〇〇市区町村」と記入すること。
- 3 「都道府県・市区町村」の「科目」欄には、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 4 「予算現額」欄は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 5 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

第 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇都道府県知事
〇〇市区町村長

地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和〇年〇月〇〇日厚生労働省発情参〇〇〇〇第〇号により交付決定を受けた地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）交付要綱 5 の（10）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）

金 _____ 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。